

安全な農林畜水産物の提供

農林水産省の消費者行政

農林水産省では、農林畜水産物の生産から消費に至るまでの行政

を一貫して担当し、安全かつ良質な食料を安定的に供給するため、各般の食料政策に取り組んでいます。消費者行政についても、その一環として推進しています。

はじめに

平成十一年七月に施行された「食料・農業・農村基本法」の下、消費者の視点を重視した食料政策の推進が、重要な課題になっています。

その中で、農林水産省では、消費者の関心が高い食品の安全性確保、品質の改善、消費者の合理的な選択に資するための食品表示の適正化、食料消費の改善や食生活の見直しのための消費者への情報提供・啓発などを積極的に推進しています。

農林物資の安全対策

最近の食中毒事故や異物混入騒動などから、消費者の食品の安全性、品質に対する関心は一層高まっています。食品の安全性の確保については、人の健康危害の防止の観点から、また、健全な食料消費を推進する観点からも重要な課題であり、厚生労働省と連携して、生産から消費に至る各段階の安全性確保を推進しています。

生産段階における対策

農業者等に対する農薬などの生産資材の適正使用を推進するとともに、農薬や抗生物質、重金属などの農畜水産物の残留実態を把握し、国産農畜水産物の安全性確認を行うため、米麦については食糧事務所において、それ以外の農畜水産物については、独立行政法人

農林水産消費技術センターにおいて、確認検査を実施しています。

流通段階における対策

最近の食中毒事故や異物混入騒動などから、消費者の食品の安全性、品質に対する関心は一層高まっています。食品の安全性の確保については、人の健康危害の防止の観点から、また、健全な食料消費を推進する観点からも重要な課題であり、厚生労働省と連携して、生産から消費に至る各段階の安全性確保を推進しています。

国内生産者や流通業者との連携を強化し、加工食品の一貫化

農業者等に対する農薬などの生産資材の適正使用を推進するとともに、農薬や抗生物質、重金属などの農畜水産物の残留実態を把握し、国産農畜水産物の安全性確認を行うため、米麦については食糧事務所において、それ以外の農畜水産物については、独立行政法人

農林水産消費技術センターにおいて、確認検査を実施しています。

流通等の各段階における設備の再点検の実施などを緊急的に実施しています。

具体的には、

学識経験者や消費者代表等を交えた食品事故の原因究明や課題の整理

一般的な衛生管理対策に係る従業員教育ソフトの開発

外部専門家による巡回・個別指導の実施、品質管理講習会の開催

また、食品原材料を供給する国内生産者や流通業者との連携を強化し、加工食品の一貫化

安全性・品質確保対策を推進しています。

安全衛生管理手法を取り入れた卸売市場や食肉処理センターなどの整備を推進しています。

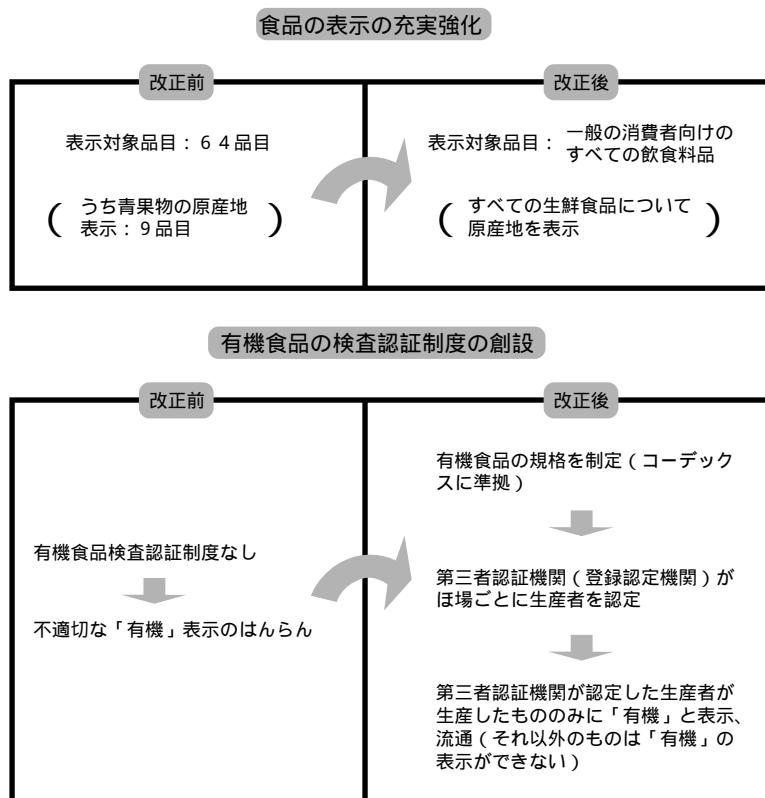
・異物混入などの食品安全未然防

止対策として、食品業界における自主的な取組を支援し、食品安全技術の確立を図っています。

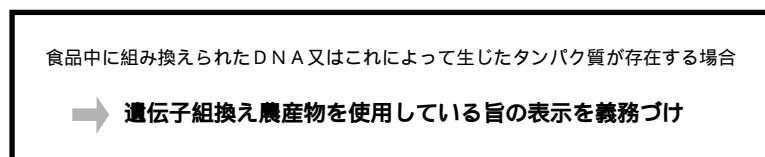


[図1] JAS法の改正

(1) 食品の表示に関する J A S 法改正のポイント



(2) 遺伝子組換え食品に関する表示のポイント



消費者に対する情報提供

万一、食品事故などが発生した場合の原因究明の迅速化や風評被害の防止に資するため、食品の生産・製造方法等の各段階における履歴情報の開示や伝達の仕組みを構築することにしています。
また、食品の安全性に関する情報、消費者がインターネット上で自由に情報検索して学習活動ができる情報提供システムを開発し、消費者に情報提供することにしています。

食品表示による
消費者への情報提供

消費者自らの判断による適切な商品選択へのニーズが高まる中で、表示・規格制度の充実が求められています。このため、平成十一年七月に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)を改正し、すべ

ての飲食料品について表示を義務づけるとともに、有機食品の検査

認証及び表示の仕組みを導入しました。図1】

め、次の施策を講じています。

食品表示推進のための総合的対策

この新制度を着実に推進するた

め、次の施策を講じています。

食品表示制度の普及・啓発や表

示機器の整備などの適正化を推進す

るとともに、独立行政法人農林水産消費技術センターによる生鮮

の点検・指導や実態調査を実施し

ています。

有機農産物に係る検査・認証制

度の導入を円滑に進めるため、地域ぐるみの共同管理方式の導入によ

る効率的な運営についての先進事例の紹介などを通じた啓発・指導を行っています。そのほか、生

産者集団が実施する研修会の支援、流通している有機食品について

独立行政法人農林水産消費技術センタによるモニタリング（点検・調査）を実施しています。

有機農産物に係る検査・認証制度の導入を円滑に進めるため、地域ぐるみの共同管理方式の導入による効率的な運営についての先進事例の紹介などを通じた啓発・指導を行っています。そのほか、生産者集団が実施する研修会の支援、流通している有機食品について独立行政法人農林水産消費技術センタによるモニタリング（点検・調査）を実施しています。

有機農産物に係る検査・認証制度の導入を円滑に進めるため、地域ぐるみの共同管理方式の導入による効率的な運営についての先進事例の紹介などを通じた啓発・指導を行っています。そのほか、生産者集団が実施する研修会の支援、流通している有機食品について独立行政法人農林水産消費技術センタによるモニタリング（点検・調査）を実施しています。

[図2] 食生活指針

食事を楽しみましょう。

1日は食事のリズムから、健やかな生活リズムを。

主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

ごはんなどの穀類をしっかりと。

野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。

食塩や脂肪は控えめに。

適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を。

食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も。

調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。

自分の食生活を見直してみましょう。

自分の食生活を見直してみましょう。

遺伝子組換え食品に関する的確な情報提供の推進

遺伝子組換え食品の表示ルールの定着を図るため、遺伝子組換え農産物の流通マニュアルの作成、遺伝子組換え食品の最新検証技術についての普及、遺伝子組換え食品に関する広範な情報を消費者に的確に伝達することなどにより、



遺伝子組換え技術の有用性、安全性等に関する国民の正しい理解の促進を図っています。

また、遺伝子組換え食品について独立行政法人農林水産消費技術センターによるモニタリング（点検・調査）を実施しています。

新たなJAS規格制度の普及・定着

新JAS法での自己格付制度への円滑な移行を図るため、消費者や製造業者などに対し新制度の内容を周知徹底し、普及・啓発を行っています。

食生活指針の普及・啓発

我が国の食生活の状況をみると、食料の相当部分を海外に依存する一方で、栄養バランスの崩れや、食べ残しや食品の廃棄等の食料資源の浪費等の問題が生じています。

このような事態に対処して、諸問題を解決し健全な食生活を実現するため、平成十二年三月、文部省（当時）、厚生省（当時）、農林水産省が共同で「食生活指針」を策定しました（図2）。

さらに、この指針について国民各層の理解と実践を促進するため「食生活指針の推進について」が閣議決定され、関係省庁が一体となつて取り組むこととされました。

食生活指針の普及・啓発、食生活の見直しを促進していくために文部科学省、厚生労働省と連携しながら次の施策を講じています。

全国段階での取組

- ・食にかかる多方面の関係者が構成される「食を考える国民会議」等の活動を通じて、全国的な普及・啓発を図っています。
- ・具体的には、政府広報ポスター・パンフレット、食生活啓発TV番組の放映、全国・地方新聞広
- ・講習会、展示会、朝市などを開

告、車内広告、インターネット広告等、各種媒体を通じた統一的なキャンペーンを実施するとともに、消費者自らが食生活をチエックする自己診断ソフトの作成・配布を行っています。

・また、消費者の部屋、農林水産祭などの展示、大都市におけるシンポジウム、コンクール、外食関係セミナーの開催等、各種イベントによる普及・啓発を行っています。

地域段階での取組

- ・各地域の食料消費や地域産物活用等の実態調査を行い、食生活指針の普及・定着方策などの策定を進めています。

・関係団体の協力等により民間ボランティア（食生活指針普及ボランティア）を依頼し研修を実施するとともに、同ボランティアへの活動支援や情報提供を行

催し、各地での食生活診断の充実、地域食文化・地域農産物の活用などを促進しています。

消費者意向の把握と消費者相談対策

・消費者の意向を行政へ反映させるため、全国の主要都市に食料品消費モニターを設置し、消費者の意向を常時把握しています。

・地方公共団体の消費生活センターなどにおける消費者相談処理能力の向上を図るため、経済産業省と連携して商品テスト機関連絡会議を全国及び地域において開催しています。

・また、本省、地方農政局、食糧事務所及び独立行政法人農林水産消費技術センターに「消費者の部屋」又は「消費者コーナー」を設置し、各機関が連携しながら消費者相談に迅速、的確な対応を行っています。